

2009年7月1日

報道関係各位

北海道国際航空株式会社
(エア・ドゥ)

損害賠償請求訴訟の和解について

北海道国際航空株式会社（本社：札幌市、代表取締役社長：淡路 均、以下：当社）は、当社機内へ爆発物を持ち込んだとの虚偽の申告を行った当事者を被告とした損害賠償請求訴訟を2008年10月10日に札幌地方裁判所に提起いたしました。今般、同裁判所より和解方針が示され、下記の通り和解が成立いたしましたので、ご報告いたします。

なお、当社としては、和解方針のなかで当社が主張していた欠航に伴う直接損害の他、風評被害についても一定の考慮が示されていることから、和解に応じることといたしました。

記

1. 和解内容

和解金額 1,200万円

2. 和解期日

2009年7月1日（水）

3. 損害賠償請求の概要

(1) 損害賠償請求額

1,991万9,988円

(2) 請求に至った事実

被告は、2008年7月8日（火）の当社20便（新千歳空港発（14時00分予定）羽田空港行き）に搭乗し、その離陸前、当社客室乗務員に対し、被告が所携していた手荷物を収納棚に収納する際、「ダマが入っている」などと虚偽の申告をしました。これにより、本便は約3時間の遅延を余儀なくされ、その結果、本便の機材を折り返し用いて運航予定であった21便（羽田空港発（16時20分予定）新千歳空港行き）及び24便（新千歳空港発（18時45分予定）羽田空港行き）が欠航しました。この件によって当社が被った損害の支払いを求めて損害賠償請求訴訟を提起したものです。

(3) その他

なお、本件刑事裁判においては、2008年11月6日に懲役1年6ヶ月、執行猶予3年が確定しております。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

総務部 TEL：011-252-5533

※本資料は、北海道司法記者クラブ、運輸記者クラブ等に配布しています。